

会 議 録

会議の名称	令和3年度 第1回 伊丹市福祉対策審議会全体会
開催日時	令和3年12月21日（火）午前10時00分～正午
開催場所	伊丹市役所 議会棟 3階 議員総会室
司 会	古家地域・高年福祉課職員
出席者	松原委員、藤井委員、中村委員、明石委員、行澤委員、今村委員、篠原委員、 下村委員、樽谷委員、小林委員、松井委員、川島委員、合田委員 (以上 13名) (順不同)
欠席者	常岡委員、松端委員、太田委員 (以上 3名) (順不同)
事務局	<健康福祉部>大橋健康福祉部部長、松尾健康福祉部参事、小野地域福祉室 長、吉田生活支援室長、古結地域・高年福祉課長、友澤共生福祉社会推進担 当主幹、柳谷介護保険課長、牧村障害福祉課長 長澤こども福祉課長 他
会議の成立	委員総数16名のうち13名出席 <過半数出席のため成立する>
署名委員	樽谷委員、川島委員
傍聴者	0名
議事次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 会長あいさつ 3. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 伊丹市地域福祉計画（第3次）の進捗状況について (2) 伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）の進捗状況について (3) 第4次伊丹市障害者計画の進捗状況について (4) その他 4. 閉会
備 考	

要 旨

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議事

(1) 伊丹市地域福祉計画（第3次）の進捗状況について

会 長 : それでは、議事に入ります。議事の1「伊丹市地域福祉計画(第3次)」の進捗状況についてということで、これから同じ流れで、事務局より説明いただき、その後、その分科会を行っていただいた部会長の補足説明、そして皆さんとの質疑応答ということで3つの議題を進めていきますので、よろしくお願いいたします。

(事務局より概要説明)

会 長 : 包括的支援体制とか、あるいは重層的支援体制とかですね、なかなかわかりにくい言葉ですね。わかりにくいというのは多分いろいろな意味合いがあるということもあって、ちょっと聞いただけでは、またこういったスライドを見ただけではわかりにくいかもしれません。最後の方にはアウトリーチという言葉も出てきましたし、ちょっと馴染みのない話もあるかもしれません。ここでB委員から補足をお願いしたいと思います。

B委員 : ちょっと補足をさせていただきます。ちょうどこの伊丹市の地域福祉計画の第3次の初年度目に当たるということですが、これから社会経済構造と申しますか、社会構造が大変革するときに、今の福祉改革が行われていて、そこに地域福祉計画がまず位置づいているんですけれども、この第3次の計画を見るときには、プロセスがすごく重要で、それまでの15年間ぐらいの伊丹市の1次から2次にわたる地域福祉計画を着実に積み上げてきた成果を、第3次で刈り取っているというかホップ・ステップ・ジャンプと申しますか、そういう時期の第3次の計画ですので、これだけを見るのではなく、これまでの伊丹市の努力を評価した上で、この施策を見る必要があるというのが第1点です。特に地域福祉計画は、制度に基づかないものが多いですので、そのことが非常に重要です。2点目は2ページで具体的な取り組み内容を8つに渡って列記をしておられますが、このコロナ禍で、このスタート時にかなり精力的に進められたというのが第2点目の、先ほどの報告の評価となります。その中でいろいろされていますけれども、実は少し地味だけれども、最大の努力をされているものを、私の視点から1つ言います。それは庁内連携会議とかいろんな仕組みを作っているのですが、6ページの②の「コーディネーター、包括化支援担当者の配置」。これは包括化支援担当者会議の開催ということに次のページでなっておりますが、要は制度の狭間の縦割りをなくしていこうと思うと、民間の連携もさることながら、庁内の連携を進めるというのが最大の課題です。ところが、国の法律が縦割りになっているものですから、それが一番難しい。そのために庁内連携会議は課長級の上部会議で、その下に包括化支援担当者という各課の係長レベル

の人たちをいわば課長級の下部組織として、係長級の連携会議を作ったということです。ところが、庁内がすごく縦割りの行政の中では集めても、なかなかうまくいかないわけですが、この1年を見ていると、そこがかなりスムーズに係長レベルで会議を積み重ねて、この時期に進めていっしょというのが実はこの1年の最大の評価です。これは今のところ、この3年間ぐらいでその機能を発展させていくのかもしれませんが、いろいろ全国的に見ますと、この形態で、将来期待されるものは、第1は、各課の制度の狭間の問題をここで取り上げて、それで分担、割り振りして狭間を無くしていくということで、具体的なケースへの対応が重要なんです。先ほど、引きこもりとかセルフネグレクトやヤングケアラーなどの実態もあらわに出てきたということ、上の課長級の会議にそういう共通項を整理して上げていくという機能があります。ところが、実は一番重要なのは、各係長級が、そうやって集まって、自分たちの連携が進んでいくと同時に、自分の原課にその課題を戻して、原課同士が連携できるような土壌を作っていくということ。これが一番の、実はこの会議のミソなんです。共通課題を上部に上げていくということと横断的な視点で自分たちの原課を運営していくというのは、似ていてちょっと違うんです。そういう意味では是非、包括化支援担当者会議の成長を温かく見守るとともに、それを課長級がバックアップして自分たちの原課の中で、各課の法律に基づいた分野別のものを少し横断的にできるような体制にしていく。実はちょっと大きさに言いますが、それっていうのはこれからの少子高齢化に向けた行政改革であるんです。そういう非常に重要な取り組みであるということをご認識いただいて、私もちょっと温かく、追って評価をしていこうと思っております。それとあと1点、もう一つは官民協働ですから社協の方が、どんどん民間のネットワークを組んでいくっていうことが、この計画の中で非常に重要なのですが、これも今年、非常に社協の方が努力しましたのが、先ほどご近所会を検討する会の開催とありましたが、広いNPOとか社会福祉法人との連携とともに、自治会域での見守りとかそういうところの根っこを作っていくことを先にこの時期にされておられて、これも非常に地味なんですけども、非常に重要な取り組みでかなりの良いまとめをされておられますので、是非このことも、来年度に向けて進めていただけたらと思います。以上です。

会 長 : ありがとうございます。委員の皆さんからご意見、ご質問あるいはこういう展開に向けてのご注文なり、ありましたらどうぞ承りたいと思います。いかがでしょうか。

M委員 : 取り組みをなされていることはよくわかったのですが、市民目線から見たときに、「共生福祉社会って、どんな社会になるの?」と、「その社会になったときに自分たちの生活がどう変わるの?」というのを、是非これからゴールみたいなものを見せていただく必要があるのかなと思うんです。国の方は、地域共生社会という言葉が使われている。伊丹市は独自に共生福祉社会というふうに言われています。そこには伊丹市のB委員言われたように積み重ねてきた何か思いがあると思うんです。国

のいう地域共生社会と伊丹市がいう共生福祉社会は、やはりこういうふうには違うんだと、例えば、福祉の側面に焦点を当てて、弱い立場の人たちにもっと焦点を当てるべきだとか、そういう何か市民に対するわかりやすいメッセージが私は必要かなと思いますので、是非これから特にフォーラムもありますし、市民の方に周知していかれると思うので、そのところをお願いしたいと思います。

会 長 : ありがとうございます。これはですね、国がいう地域共生社会であったり、重層的であるとかを言うのは、福祉先進都市の伊丹市では既にやってきたことが、いわば国としてはそういう先進都市の成果を認めた上で、全国の都市、町を嵩上げしたいということで、重層的ということを打ち上げてきたので、そういう意味では、やっと国が追いついてきたかなという認識が、実は伊丹市や我々など関与してきた者にはあってですね。どこが違うのかと言われれば、今までやってきたことですよという先ほどのB委員のおっしゃるように、もう15年どころか、地域福祉計画だけでもそうですけど、それ以前からの市民の福祉活動も含めてですね、大変な積み上げがあったわけで、そうした伊丹市独自のものがあつたと思います。ただ、それを改めてどんなものだったのかということ、もう一度お互いに確認しながら、発信していくということが重要ではないかというご発言かと思ひます。

他にいかがでしょうか。確かにこれまでにやってきたことで、今更それを国が改めて言うのかみたいな、そういうことが多いんですね。介護保険でもそうですし、ヘルパー事業の派遣もそうです。先駆的にやってきたことが、国が全国一律でやりましようと言われてしまうと、それにむしろ合わせないといけなひ。そうすると場合によっては後退せざるを得ないというふうなことも、計画によってはあります。そういうあたりは国も地域づくりや参加支援あるいは断らなひ相談支援ということ、言っていますけども、一応これも既に伊丹市では取り扱ってきたことで、今更ということですよ、逆に国がこういう3本柱で整備しようと言ってきたので、ここはある意味、先に走ってきたものとしては、しんどいことなんですけれども。賢明なことに、移行準備期間というものを設けたということで、国との整合性、あるいは既に伊丹市が独自で走ってきた先駆性を保ちながら、両方を調和できるということで、移行準備期間を設けて、そういう矛盾のないようにと図られているように思ひます。

皆さんからどうですか。また障害者計画でもありますが、障害者の参加支援ということも入ってきますので、そういう関係の委員の皆さん、あるいは自治会や老人会からの委員もいらっしやいますので、もしありましたらどうぞ。

I 委員 : 国の制度とか、そういう制度的なことはよくわかりませんが、この中でご近所会というのがありますね。非常にちょっとソフトな感じがいたしますし、我々地域で住んでいる者にとりましては、こういうのがいいのかなと感じています。顔の見えるというのは、まず一番の地域で住む人にとっての安心感を与えるということであり、ますので、こういう顔の見える間柄、そういう基本的なコミュニティで、非常にソフトでありますし、なんとなく現地解決型と言うのですかね、その場でいろいろな行政とか法律とか、そういう縛りなく解決していけるものもある。ただ難しくなれ

ばすぐに専門機関にも相談できますと、そういった会であろうかと思えます。できましたらこういうものを進めていければ、非常にいいのかなと思えます。ただ、自治会の参加というか加入率が半分ぐらいなのですか、ちょっと私はわからないのですが。私は老人会ですけど、これも65歳の高齢者だと老人会の会員は1割なんです。だから自治会や老人会といったところだけではできないので、抜けているところを、どのようにして、こういう取り組みに入っていただくのかというのが一番の課題かなと思えます。実は私もご近所会を検討する会に入っておりましたが、非常に面白いという気がいたしております。こういう取り組みが動いていけば、なかなか良い地域づくりになるのだろうというふうに思っております。

会 長 :ありがとうございます。ここまでのやりとりで何か行政からご発言することはございませんか。

事務局 :先ほど、M委員からいただいた共生福祉社会がわかりにくいということですが、やはり伊丹市が今まで取り組んできたことを、さらに推進し続けていきたいと思っています。I委員がおっしゃって下さいましたご近所会につきましては、やはり地域づくりがまず根幹にないと、いろいろな相談支援にもつながっていきませんので、地域づくりの方にも力を入れて、協力して頑張っていきたいと思っています。

会 長 :重層的支援体制整備事業という名前があるので何か新しい事業を展開するようなイメージをお持ちの方がすごく多いですが、いみじくも先ほどB委員がおっしゃったように、実はこれは行政改革だというふうに私は思っています。いかに縦割りを超えて横繋ぎができるかという、なかなかいろいろと看板を変えたり、組織図を変えたりと毎年どこの役所でもそうですが、看板を変えたりするんですけど、なかなか横繋ぎができない。結局は会議の数だけが増えたり、連携ということで書類や会議がすごく増える。しかし、なかなか司令塔といいますか最終的な権限とか命令、あるいは情報の管理、更新、アクセスなど。特に行政でも今は担当に嘱託の職員の方も増えています。どこまで個人情報へのアクセスを認めるか。職員個々もそうですし、それから担当課を超えた情報をどのようにどこまで共有できるかとかそういうところの話です。情報とそれから一緒にやる時のお金はどこから出るのか。共同予算あるいは共同の情報の管理、それから権限の委譲であったり、あるいは一本化であったりとかいうところで従来の官僚制のシステムから、マトリックスというふうに民間ではここ数十年やっています。1人が2人のボスを持つという2ボスシステムというのがマトリックスの一つの典型ですが、民間でよくやってきたことなのですが、行政ではなかなかやっていないことを、今回これをやるかどうかは別としてですね、どこまでそういうふうな行政機構の柔軟化を図れるか。そのために今までは連携という言葉をずっと繋げてきたわけですが、どういう形の連携なのか。先ほどのお話では例えば係長レベルでのということですけど、じゃあそれを束ねたりするのはどこなのかというようになりますと、こちらの健康福祉部を超える、例えば教育委員会。あるいは住宅部局などいろいろなところが関わって来たりします。

まちづくりもですね。そうなりますと、行政のそういう一般的な関係性を超えた部分で、どのあたりまで新しい仕組みを展開できるのか、あるいはそういう仕組みが必要だということを行政職員の皆さんもご理解いただけるのかという、実は本当に大変な行政改革という伏線を持ったのが、この重層的な支援体制だというふうに思っているのですが、そうしたご理解がまだまだ各市ではないように思うので、B委員が先ほどおっしゃったような視点で、やはりこれをやっていかないと、市民の埋もれたニーズあるいは地域の生活課題というものへのアプローチは難しいという認識で、取り組んでいくという意味では、また伊丹市は、先駆を切る形になるのかなというふうに思います。

F委員 : 皆さんのお話を聞かせていただきまして、国の方でも規制改革というのですかね。国は横というよりもまだまだ縦でも改革しないわけで。それはまずいということで、例えば特区というものがあって、それで各自治体がそこに申請する。だけど、各省庁ではなかなか聞いてくれないので、内閣府というところに提案して、それで内閣府から各省庁にできるでしょというようなそういうシステムで、どんどん法律改正して規制改革などをやってきた。そういうことで伊丹市などがこれまでやってきたことを見て、国の制度を変えていくということです。ですからそういうところで伊丹市あるいは伊丹市だけではないでしょうけれど、先進都市がこれでいけるなら国もその制度に乗っていこうというのが今回出てきたのかなというふうに思った次第でございます。

N委員 : ご近所会というものを検討されているということは、すごくありがたいことですが、私のところの自治会はものすごく小さい自治会で、ほとんど高齢者ばかりが多いんです。だけど老人会もないんです。なり手がいないということで。高齢者ばかりで困っている人もいると思うんですけど、どこへ相談したらいいか、どういうふうにしたらいいのかと、自分だけで悩んでいる人たちがいるので、ご近所会というものがあるということを知らせていただけたらありがたいと思います。私達の自治会の中では、ご近所会があるということを知っている人もいないと思いますし、市民に市がこういうことをしているということを発信していただけたらすごく嬉しいと思います。それともう一つ、引きこもりとか、そういうので困っていて、外へ出られない、発信しないというような家族を抱えている方に対するアウトリーチに取り組んでいただきたいということを前々からお願いしていたのを、令和5年度から実施に向けて検討されるということで、すごく嬉しいことだと思っております。是非これはしていただきたいです。

事務局 : 今年度からご近所会の検討会をしまして、啓発の冊子もできましたので、来年度から各地域に広めていきたいと思っております。アウトリーチの方につきましても、令和5年度から実施できるように頑張っていきますのでよろしくお願いします。

L委員 : 今、ご近所会のお話がたくさん出ているんですけども、実際に近所という単位が

いわゆる自治会単位という意味合いで持てばいいのですか。それとも例えば、お仕事に行っているとか、学校に行っているとか、何か生活される時間帯によって自治会との関係性とかすごく希薄にはなってきているんです。特に障がいのある方というのはお勤めに市外に行かれる方も今すごく増えているというのを聞いています。そうすると本当に、朝お仕事に行き帰ってくるまでの時間帯となる日中の時間帯というのは、ご近所との関係性がない状態になります。そういう方でも、やはり個々で悩みがあったりするんですが、本当に悩みのある方はあまり出せない、言えない方が多いんです。結構お話ができる方というのは、いろいろなところで引っ張ってもらって、聞いてみようかという流れになるんですけど、生活時間であったり、日中の時間帯にいない方、あと高齢者の方でも、もうずっと家にいらっしゃる方など、紐解いていくと障がいのある家族、高齢の方が障がいのある方を見ているということもありますし、今は逆のパターンで軽度の障がいの方であれば、お父さんお母さんの身の回りのことなどもしっかりできる方もいらっしゃいます。そういうところにやはり気づかない。普通に生活をされているから気づかれないまま、ずっといろいろな問題を抱えていても気付いてもらえないという方がいたりします。実際に、つい最近ですが、ちょっと最近見かけなくなったということで障害福祉課の方に様子を聞いてもらったりしたんです。このご近所会というものがそういう方々にも、手を届けるのであれば、気安くというか、自治会ということになると、すごくハードルが高くなる。どうしても普段からいろいろな活動に参加しなければいけないとか、ちょっと若い方には特にそういうものを遠ざける感じが今すごく増えてきているので、そこでご近所会というのをリンクさせていくのはすごく難しいと思うんです。だから何か違うアプローチのやり方で、もう少し若い方から高齢の方まで気安く参加できるようなシステム作りがある。すごくいい内容だと思うので、困っているときに声をかけ合える関係性とか環境というのは、我々もやはり欲しいと思いますので、単位的なものとか、ハードルを上げるような形ではなく、下げるような形の、形作りをしていただけたら、困りごと減るし、重篤化する前に気づいた困り事だと割と自分たちで解決や簡単な支援で解決できることもあると思うので、重篤化してからではなく、それまでに何とか抑えられたらいい。きつこういういろいろな方との関係性で、大きな相談事にまで行かなくて、もっと簡単に解決できるようになれば凄くいいと思います。ご近所会の枠組みというのを、ハードルを低く、いろいろな方や障がいのある方でも入れるようなものにしてほしいです。逆に障がいのある方が相談を聞いてあげるパターンなど、相談する側ばかりではなくて、相談を聞くという方もいらっしゃるし、ご高齢の方でも話を聞くという方もたくさんいらっしゃると思うので、人材は、いろいろな方に可能性があると思っただけなので、今から検討されるということですので、そういうことも入れていただけたらいいと思いますので、お願いします。

会 長 : 今、ご意見の前提として、ご近所会というのは自治会単位となっているのか。だとしたら、ちょっと問題があるのではないかという趣旨のご発言ですけれども、その前提としてのご近所会とはやはり自治会単位、町内会単位というものを前提として

いるのですか。

事務局 : いえ、自治会には限らず、地域福祉ネット会議やふれ愛福祉サロンそれから地域交流カフェなど、そういったいろいろなあらゆる居場所で活用できたらというふうに考えております。

B委員 : ちょっと私もご近所会を検討する会に参加しましたので、補足をします。これは一つは施策じゃなくて、あくまでも住民の自発的な気づき合いなんです。そうしますと何か自治会全部で取り組むとかそういうものじゃなくて、今繋がっているものをさらに強くしていこうということです。そういう意味で言いますと、どちらかといえばサロンなどの定期的に繋がっていて、気になる方が、今日は欠席していてちょっと様子が変わってきたなど、それをそのまま見過ごさずにおく。サロンなどへ調査しますと、既に話し合っているんです。それをそのまま仲間内だけの話にせず、ちゃんと専門機関に繋ぐ、専門機関とのルートをつくる。そういういろいろなサロンなどの繋がりの場でされていることをもっと意識化していただく、もっと広げていただくというものです。自治会によっては1年交代の役員さんで、こうしたことをやっていくことはなかなか難しいですね。しかし、自治会がそういう取り組みを認めているとか、容認していることで地域に広げていく。そういう出来るところをさらに高め、むしろ広めていこうというところからのアプローチです。当然その先には、議論にもありますけど、引きこもりの方とかいろいろな方がいらっしゃる。しかし、そこから出発するよりは、今の出来ているところからそちらの方に向かう地域の力の広め方ということです。ですから今おっしゃっていただいた障がいのある方や、いろいろな方々の共生サロンなどのような形の参加の場をどんどん作って行って、交流を深めながら、地域を豊かにしていこうというアプローチなので時間はかかるかもしれませんが、着実に広めていけると思っています。

H委員 : アイ愛センターの方で障がい者団体がピアカウンセラーというのをやっているんですけども、現在、ご相談に来る方はほとんどいらっしゃらないんです。多分、敷居が高くて、なかなか来れないんだと思うのですけれども、そこでご近所会みたいな誰でも気軽に来れるんですよという、そういう何かネーミング的なことを、ちょっと入れたら、もっといろいろな方が障害者手帳は持っていないけれども、こんな話聞いてほしいという方も来られるようになるかもしれない。いろいろな方がいろいろな悩みを抱えていて、それが少しでも言葉にできたり、外に出せたら、ちょっと気持ちが楽になっていいのではないかということ、今ご近所会というものを聞きながら感じました。だから、既に出来上がってるピアカウンセラーという場面にもそういうのが活かしたら素敵かなというふうに感じました。

会 長 : 要するに先ほどおっしゃったピアカウンセラーをはじめとしたフォーマルな窓口や場所以外に、インフォーマルなものをどんどん増やして行っていろいろな層で拾い上げていこう、あるいは出会いの機会、そしてそこから出てくるニーズ発見、そし

て専門家への結びというようなことですね。そういう多層性と、それからそれらを繋げていくという、そういうような仕組みを作ろうということかと思います。

E委員 : 皆様のご意見を聞いて、二つの点について感想を述べたいと思います。一つはB委員がおっしゃったように、庁内連絡会議が課長級レベルでやられていることを各係長が実務的に支えておられるという。これは非常に素晴らしいことではないかと思えます。よく行政は縦割りだと言って、批判されることがあるのですが、私は行政は縦割りであるというふうに思えます。法律法令や予算に基づいてやっていきますから、縦割りでないといけないというふうに思うんですが、その弊害をなくそうということで全国的に多くの努力がされてきました。今、健康福祉部になっていますが、昔は保健部と福祉部に分かれていて、保健師とケースワーカーは別々に仕事をしていて、1人の高齢者をめぐって、お互いの情報も守秘義務ということで渡さなかったですけども、保健と福祉、医療の連携ということで20世紀の終わりまで、そういう行政の縦割りの弊害をなくそうという努力がなされてきました。そして、伊丹市も健康福祉部になっていますし、福祉保健部のところもあって、ほとんどの市町村がそういう形になって、そういう弊害が一つなくなっています。そして最近では、生活困窮者自立支援事業というのがありますが、これによってもかなり縦割りの弊害がなくなりました。水道料金が滞納されていたら、督促をして、最後に水道を止めてしまうということで、その止められた家庭は困ったままだったんですけども、最近では、水道部がそういった水道料金が払えないということはずいぶん困っているのだらうということで、生活困窮者自立支援事業の窓口を紹介して、生活困窮を解決していくという努力がされてきています。あるいは保険料金や税金といったことでも、市役所の全部の部局が、生活困窮の窓口で、繋いでいこうというような連携が、庁内のネットワークでずいぶん働くようになりました。それも一つの大きな行政改革と言いますか、一つの大きな試みではなかったかというふうに思えます。それをさらに進めたのが、今B委員がおっしゃったように、仕組みとして係長レベルの会議でしっかりそれを支えていこうと、こういう仕組みができましたので、さらに庁内の連携が仕組みとして進んでいこうというように思ったところなんです。それからもう一つは先ほどの委員がおっしゃったように地域のいろいろな行事に参加する人が少なくなっている。つまり地域を支えている人たちがいるのですが、民生委員もそうですし、保護司もそうです。それから老人クラブや消防団、PTAもそうなのですが、そういった地域を支えている人たちが、ずいぶん減ってきています。先ほどI委員のお話では、老人クラブが1割と、全国的には900万人ぐらいの会員がいたのが、今は600万人ぐらいまで減ってきているんですけども、それは一言で言うと、日本の社会だけではないのですが世界の先進国が、個人化社会になってきているということです。つまり人生の選択とか、あるいは自分の行動を、組織や地域のいろいろな団体や親兄弟、そういったものに縛られない。自分の人生は自分で選択するというような個人化社会になってきているということです。つまり日本人が非常に冷たくなったわけではないし、地域に無関心になったわけではないんですけども、自分の空いてる時間は、自分のしたいことについて

協力していこうという思考が非常に強くなってきているので、地域の既存の団体に参加をして、責任を押し付けられるというようなことは、ずいぶん嫌がられるという傾向があるわけです。先ほどおっしゃったように、単位的なものとおっしゃいましたが、そういう既存の組織ということに縛られずに、またハードルを下げるというお言葉もございましたけれども、そういうふうに個人が気軽に、参加できるような新たな地域の仕組みというものが必要になってきているのではないかと思います。最後に一言だけお話ししますけれども、つまりこれまでの地域福祉はそういう自治会あるいは民生委員、保護司、老人クラブなど様々な既存の戦後できた組織によって支えられてきたわけですが、もう自治会の加入率が3割を切っているところもあります。そうすると、残りの7割の人には、情報も届かないし、活動も伝わっていかない、協力してもらえないということになっていくわけなので、そういうふうな地域の組織を大事にしていくことはもちろんですが、自治会に加入していない人にも、等しく呼び掛けをし、参加をしてもらうような、そういうふうなオリエンテーションが必要ではないかと感じました。以上です。

会 長 : ありがとうございます。では、次の議題2に移りたいと思います。

(2) 伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）の進捗状況について

会 長 : 議題2の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）の進捗状況について、事務局からお願いいたします。

(事務局より概要説明)

会 長 : それでは、高齢者部会の部会長としてお世話いただいたE委員からお願いいたします。

E委員 : 今、説明がありましたけれどもここで一番大きな課題、全て大きな課題なのですが、その中で、中心的なのが資料2-1の1ページ目の一番上、地域包括支援センターの機能強化に係る検討というのが、中心的ではないかと思えます。2ページを開けていただきましたら、今説明がありましたように9つの地域型の地域包括支援センターの業務の効率化、それから基幹型の地域包括支援センターのあり方、これをどうしていくかということが当面の大きな課題ではないかと思っています。資料2-2で、後期高齢者割合の推移というのが説明ございましたけれど、これはよく言われるように、今までは高齢化ということで、単に65歳以上の人口の割合が高くなっていくということでもずっと言われてきたのですが、ここに来て、若い高齢者65歳から74歳までの高齢者よりも75歳以上の高齢者の割合の方が既に高くなってきていて、さらにまた高まっていくということです。イメージしていただいたらどうでしょうか。人口ピラミッドはエジプトのピラミッドの形をしていたのです

が、だんだんと底辺が少なくなって今寸胴型になってきて、もうすぐ逆三角形になりつつあるということです。これは高齢化の進化、高齢化が深まっていくということで、これから先さらに深まっていくということです。そうなっていくとどうなるのかというと、ご存知のように要介護、要支援者も増えていくし、疾病を持っている方も多くなっていきますので、介護保険料、医療費がどんどん増大していく、あるいは認知症の人も増えていく、あるいは孤立をする人も増えていく。特に介護保険の場合は、介護保険の要支援者、要介護者を少なくすることが介護保険財政を健全にしていく唯一の道なのです。つまり、寝たきりにもならない、要支援にもならない、介護保険のサービスを必要とする人が、仮にゼロであれば、介護保険の支出が全くないということなのですが、それが増えていけば増えていくほど介護保険財政が苦しくなって、保険料も上がっていくということです。元気な高齢者をいかに多く保持するかということが、一番大きな課題なんです。そのためには今説明のあった様々な高齢者に対するサービスを充実し、できるだけ要支援要介護にならないようにしていただくという取り組みを充実していかないといけないわけです。そのためにはそのことを一番中心的に担っている地域包括支援センターがどうあるべきかということにかかってくるということですのでございます。伊丹市では非常に多い9ヶ所の地域包括支援センターがあって、成熟をしてきているわけですが、ここが大きなターニングポイントで、これからそれをどうしていくかということです。今後、多分高齢化率は40%近くになるかというように思います。今、だいたい28%から29%というところが多いんですけども、今までもすごい勢いで増えてきたのですが、さらにまだ増えていくと思います。今、私が教えている学生には、君らが私の歳になった頃には、40%になるんですよというふうに説明はしているんですけども、そういう時代を見据えて、どう乗り切っていくかということが最大の課題ではないかということです。ご説明がありましたようにそのことの重要性と現状を、委員の皆さま方にご理解していただいて、どうしていくかというようなご意見を頂戴していこうというところでございます。

会 長 : ありがとうございます。皆様のご意見ご質問はございませんでしょうか。

○委員 : 一般市民からの公募でまいりました。実は包括支援、今お話にもございました地域包括支援センターの業務についてなんですけれども、今業務の状況の把握をされているということで、実際ちょっと私、先月11月の間に介護に悩んでおられる方の相談を受けたんです。ちょっと地域包括支援センターに行っても、なかなか受け付けてくれない、動いてくれないという声がございます、私も実際基幹型の方にこういう声があるということで相談にのってもらったんです。実際、本当に人手不足で包括支援センターに電話しても電話が繋がらない。基幹型の方から連絡していただいても全員出払ってしていないということで、実際相談された方の方に包括支援センターの方から連絡が行くことがなくて、なかなか相談を受け付けてもらえないというのが現状みたいです。やはり対応の方もぞんざいな対応をされたというような声もありまして、早急に地域包括支援センターの人手不足の解消をお願いした

い。多分対応されている方が何千件もあるということで、優先順位もあるかと思うのですが、やはり命に関わることで、こちらの方も期待しているので人手不足の解消と、あと人材育成ですね。やはりきちんと対応していただきたいということです。実際、相談いただいた方も夜遅くに地域包括の人が帰ってきてから、相談者の方に連絡いただいていたようですが、電話番号を聞き間違えていて、結局連絡できなかったというのは、本当に基本的な対応もできていない。お忙しいかとは思いますが、そういうことを早急に解決していただいて、包括支援センターのあり方についてのご検討をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

M委員 : 今ありました地域包括支援センターの機能強化と効率化というのは、ぜひ進めていただきたいと思います。今のご意見であったように現場の状況というのは、人手不足ですし、実はこの前、現場の方から資料を見せていただいたのですが、2020年度に巡回訪問アンケートというのがあって、包括の主任ケアマネが各居宅介護支援事業所等のケアマネの事業所を回っていろいろと聞いてアンケートをとっていると、居宅介護支援事業所もケアマネですし包括支援センターもケアマネで、同じような感じになると思うんですけど、かなりしんどさを感じてまして、例えば業務の範囲が広いであるとか、責任が重い、公私の境がなく休む間もない、昼夜休日問わず連絡が入る、対象者からの要求が高い、報酬やケアプラン料が少ないだとか、本人だけの問題だけでなく家族の問題にも対応しないといけないなどそういう状況がかなり各居宅介護支援事業所からのアンケートで出ているんです。それと同じような内容がおそらく地域型の地域包括支援センターもそうですし、基幹型もそうだと思います。地域型のセンターと言っても3人しかいないんです。3職種ですので、3人で中学校区全部見ると言われてもなかなか難しい。今、伊丹市の場合は、基幹型の方が多分、介護予防プランを持たれているんですよ。

事務局 : 地域型の方で持っています。

M委員 : そうしたらなおさら介護予防プランの担当もしないといけないし、地域の課題も見ないといけないということで、かなり負担がかかっているのは事実ですので、その効率化を進めるにあたって、現場の状況把握をされていると思うので、ちょっとケアマネ・相談員自身が、かなりしんどい状況に今なっているっていうのもあわせて、どういう方法がいいのかというのをぜひ行政主体で考えていただきたいというように思っています。

会 長 : ありがとうございます。この地域包括支援センターを強化するというのは国の方向ですけれども、なかなかそれを実際にやっていくだけの財政的なあるいは人的な裏づけというものが十分ではないかというのが、現場にしわ寄せとしてきている。国としてはこういうような方向で全国一律のやり方をと、やはり言ってきているわけですが、どれだけ伊丹市独自の工夫の余地があるのかというのが、実は大きな問題かというように思います。また、伊丹市独自の財源を用いることができるか

という話もあるかと思いますが。ただ、基金の活用とかそういうようなことも難しいというように聞いていますので、ここは大変な難しい問題です。

C委員 : 少子高齢化で介護もそうですけれども、人口減少でものすごく問題なのはやはり後期高齢者が増えていくというのは多死社会ですよね。これからやはり独居の方々が大変増えてくると、統計学的に明らかになっているのは、死ぬということです。それをどこでどう死んでいくかということも、介護・看取りというのはこれからすごく私は大事なことになってくると思うんです。そのことに関して介護保険はどんどん支援の人たちを切ってしまうとか、制度が改革されているというのが今の現実です。それで地域でどう暮らしていくのかということをとくさん議論していますけれども、介護保険の改正に関しても私達はこれからの少子高齢化、多死社会、人口減少の中で、やはり見守っていかなくてはいけない改革制度と思っています。それとやはり先ほどの重層的な支援の資料の10ページ目を出していただきましたら、引きこもりの方も連携している件数が50%から56%ぐらいで、半分ぐらいですよ。私は地域包括支援センターというのは、実は連携なんです。介護職と医療職とケアマネの3職種が連携しながら、医療と福祉とマネジメントをやっていくということだと思えます。きちんと医療と福祉の連携をしながら、看取りという、これからどこで死んでいくのかどこで介護を受けていくのかという団塊の世代の人たちあるいは次の人たちが、どのように暮らしていくのかということ長い展望で、やはり制度の行く末を見守っていかなくてはいけないと思えます。福祉の話はいっぱい出てきますけど、医療をどう使いまわすか、地域にある資源をどう使いまわしていくのかということ。団塊の世代の高齢者の方々でも元気な人もいますし、そういうことを見据えながら、やはり世界一の高齢化率の29.1%です。これは今年の敬老の日に発表された高齢化率です。それに本当に伊丹市が迫って、75歳以上では、さらに日本の平均値よりも高いというので、ちょっと私もびっくりしているところです。やはり介護と死、看取りを視野に入れながら、サービスを整備していかなくては、もう野垂れ死にというか、そういうことになっていくのではないかと、すごく思ったりしています。この重層的な支援は、私はすごいなと思ったので、連携をしながら引きこもりの人たちが持っている問題も、実は介護であったり、精神疾患であったり、お金の問題もあつたりして、全部がやはり高齢化とか、いろいろな問題に関係し合っているので、やはり連携という地域包括支援センターの機能を、もっと地域の中で整えていくというのであれば、介護職をきちんと育てていくということを中心にやっていく必要があるのかなと思いました。

会 長 : ありがとうございます。皆さん活発なご意見をいただきありがとうございます、予定の時刻を既に過ぎてしまいました。すいませんが、もしご予定のおありの方がいらっしゃいましたらどうぞ退席していただいて結構ですので、申し訳ございませんが引き続き最後の障害者計画の進捗状況の議事3に移りたいと思います。

(3) 第4次伊丹市障害者計画の進捗状況について

会 長 :次に議事の3「第4次伊丹市障害者計画」の進捗について、事務局より説明願います。

(事務局より概要説明)

会 長 :今日はD委員がお休みですので、補足説明はございませんかわりに、もしご意見がありましたら簡潔に伺いたいと思います。とりわけ進捗状況あるいは提案事項がございましたら歓迎したいと思います。N委員、L委員、H委員、何かございましたらどうぞ。

L委員 :今お話があった中で1ページの方の8番、人材育成確保というところ相談支援事業所連絡会の拡大版ということで、障がいのある方が65歳になった場合の介護への移行についてというところなんですけれども、これ本当に障がいのある方が移行できずにと言うか、せずにと言うか、できていない事例がたくさんあるというように聞いています。状況がわからない。どういう利用をしたらいいのかわからないということで、あまりたくさん利用されていないのではないかとというのがあって、実際にうちの会員の中でも65歳になったけれども、細かい申請手続きとかお金がどれぐらいかかるかとか、そういう細かい内容がちょっとわからないからという方がたくさんいらっしゃるの、そのあたりもう少し教えてもらえたらいいです。また3番の住宅確保のところ、空き家、市営住宅についてバリアフリー化改修工事を実施と書いてあるのですが、これは身体障がいのある方に向けたバリアフリーということでしょうか。スプリンクラーなどの消防機器は消防関係の法律で、重度の障がいのある方が入られる場合には、スプリンクラーの設置が必要だと聞いています。市営住宅へのグループホームの入居というのがなかなか難しいと、消防設備等のごとで入れないというように聞いています。そのあたりを何とかしていただきたいです。あと4ページの成年後見制度の利用促進のところ、申立費用の助成が2件と、報酬補助が3件の申請があったということですが、実際に補助をされたのかということをお聞きしたいです。

事務局 :成年後見ですけれども、申請のあったものは全て認められております。拡大版につきましては、65歳で制度の境目で非常にネックになっている部分です。こちらの方は情報提供といったものが必要かと思っておりますので、どのタイミングで移行していくのかというところを、また障害と介護の方で詰めていかないといけないところもありますけれども、こちらも拡大版などでの会議を重ねながら、どのように進めていったらいいのか、何か具体化していけたらと考えております。住宅の確保については、スプリンクラーの設置等、当然していかないといけないのですが、予算的な部分もありますけれども、こちらの方も安全に配慮したもので整備を進めていきたいというように考えているところです。

N委員 : 住宅の確保のところで、空き家募集にて障がい者世帯への応募優先枠を設けて募集を行ったとありますが、これは既に空き家募集が行われたわけですか。

事務局 : これは市営住宅、県営住宅などでは、その都度、障がい者世帯の募集枠が設けられていると聞いていますので、数は多くないかもしれませんが、継続的に行われています。

N委員 : 住宅で困っている人がいたので、伝えたいと思います。それともう一つ、2番のところで、グループホームができるって書いてありますが、来年7月開始のこのグループホームは日中活動をしなくても、そこで面倒を見てもらえるというようなグループホームの形式なのでしょうか。グループホームに入ると、日中はそこから作業所などに行くというのが、一般的な形ですね。

事務局 : 通常、今認められているというのは、日中はどこかで活動されて、夜間にグループホームで生活されるパターンがほとんどだと思いますけれども、ここでは日中活動も対応する形と聞いてはいます。ただ、こちらは病院が主体となって入っているところがありますので、一般のところまで受ける予定があるのかというのはちょっと難しいかと思います。

H委員 : 4ページと5ページにあります音声誘導装置の更新と遠隔手話サービスの導入というのが書かれていますので、これを各協会の方に伝達したいと思っています。

会 長 : ありがとうございます。この障害者計画の方でご質問ございませんか。

B委員 : 障害に対する期待という意味でちょっと簡単に言います。障害福祉そのものは子どもから高齢まで非常に全人生の横断的な域を占めるということがあります。先ほどの介護保険の高齢化社会の中では、高齢で障がいの方の手続きでそこをどうするかということとともに、親が高齢になって、それまで家で抱えていたお子さんが50歳60歳ぐらいになって、一挙に出てきてそこが問題になって、それがそのまま介護保険の方に入っていく問題であるとか、子ども期における予防的な、教育と福祉の関連は、やはり障害と教育の問題ですし、私は手帳ありが障害福祉で、手帳なしの社会的障害が生活困窮だと考えていて、そういう意味ではまったく裏表のボーダーなところがあるということです。障害福祉は非常に幅広くて、全部に絡んでくるという意味では、今日の最初の地域福祉の横断的という意味の中における障害福祉の位置は非常に大きいので、その視野で各分野との連携を推進していただきたいです。そのためには最終的にはエリアで連携できる体制を障害福祉の中で、ぜひご検討いただきたいです。先ほどの地域包括支援センターと障害福祉との連携などを考えないと地域包括支援センターそのものも、高齢者だけ検討していても行き詰るというふうに考えていますので、ぜひそういった総合的な視野での障害福祉も見つ

めて今後進めていただけたらと思います。

M委員 :先ほど人材確保のことがありましたが、障害の方でもかなり深刻な人材不足の状態です。介護保険の高齢の方では介護人材確保事業にかなり取り込まれて、我々も助かっているんですけど、ぜひ高齢と障害は別々ではなくて、やはり福祉人材ということで、一緒に人材確保に取り組んでいただきたいというのが1点。それと福祉的就労の工賃向上ということも書かれているんですけど、伊丹市の場合はかなり努力をしていただいて、障害者優先調達推進法の方も1800万円ぐらい達成されていますし、市役所の地下のプチバトリーの売り場のところも1570万円ぐらいなんです。令和2年度の売上げということで、かなり大きなものが出ています。ここに書いてある伊丹市の障害共同受注ネットワークのことなんですけど、これは非常にいい取り組みだと思ってまして、現在13施設が参加をされている。令和元年は550万円、令和2年は897万円とかなり順調に増えてきているんです。ただちょっと中身を見ていただきたいのですが、かなり受注施設が偏っているのと、なかなか広がらない。13施設参加しているのに、それはなぜかということ、事務局の負担が大き過ぎるのです。今、我々もそうなんですけど、特に事業団にかなり重い負担がかかっています。会費を取っていないので経費も自分たちで出さないといけない。新規の施設を入れようとする、当然仕事をお任せするので、そこがどんな団体か、どんな現状なのか、どんな仕事をされているのか、質はどうかとチェックをしないといけない。でもその事務局の人も、現場の業務にプラスしてそういうこともしないといけないが、なかなかできないということで、せっかく良い仕組みを作っても、ネットワークがさらに広がっていくのかなと考えると限界がある。ぜひ伊丹市の行政からの支援であるとか、少し実態を見ていただいて、いい取り組みだと思いますし、このネットワークがどんどん広がるのが、工賃向上に繋がっていくと思いますので、そこをよろしくお願いいたします。

会 長 :ありがとうございます。ちょっと時間をオーバーしていますが、せっかくの機会ですので伺いたいと思います。G委員は他都市のこともご存知ですので、伊丹市はこうあるべきではないかとか、あるいは新知事のもとで、県政、福祉行政はどのように変わっていくのかということもありましたら、情報提供をお願いしたいと思います。

G委員 :この前、県政改革方針案の第1次案というのが、副知事を筆頭にということで作られました。先ほど耳が痛かったのですが、県は保健医療部と福祉部というのは、2部に分かれるというように聞いておりますので、その辺は縦割りとか横割りとかいう論戦よりもどちらかということ、今まで知事主導というものから各部長の裁量というのを充実させて、県政を進めていくということです。最終案では知事の方が様々な団体などから意見を聞いて作られるということなんですけど、考え方は、先ほど縦割り横割りというのは昔から言われてきたことで、例えばトップがどう判断してその行政運営をしていくのかということのもまたトップの考え方だと思います。新しい知事

はどちらかというと、担当部長に判断を委ね、進めていきたいということで、よく情報を把握しているのは係長や課長や部長ということになるので、そういったところがしっかりしていけば、方向性ではいい形になるのではないかと個人的には思っています。もう一点、新地域ビジョンというものも見直しを行っていて、今年度中につくるということで、今回伊丹市のものを見させていただいて、いいと思ったのは、もともと阪神地域は北と南が一緒に、その参画と協働で、平成7年の大震災後のものを踏まえて、市民と協働でしていきますというのを重要にしているので、しっかりとそういう地域力をつけるという意味では、いい内容になっているというように思っています。あと3つの支援コーディネーターが、私も行政なので役割というのがすごく重要といたしますか、ここがしっかり動かないと、うまく機能しないのかなと個人的に思っております。

会 長 : ありがとうございます。では、K委員最後まとめをお願いします。

K委員 : 共生福祉社会について、先ほど皆さんご近所会という言葉に非常に反応して下さっていたと思うのですが、ご近所会というのは皆さんそれぞれ気になる方の安否やいろいろなことを話し合う会みたいなものなんですけれども、そういうものを新たに作るということは非常に参加する人間にとっても、監視するような気持ちになったりして、決してそうそう、すごく発展していくとは思いません。B委員がおっしゃったように、既存のサロンやカフェやいきいき100歳体操などで、皆さんから、今日あの人来ていないけれどもどうしたのかなとか、あの人骨折したと言っているとか、そういうような情報がいっぱい入ってきます。そのことから、地域包括に尋ねるとか、そういう発展していくようなもの、そういうものが必要だと思っております。ご近所会は、まずは既存のものから発展する。そしてなおかつ自治会等の中で、少数に分けてでもいいから、ご近所会になるような、B委員にもちょっとお話したんですけれども、避難行動要支援者支援リストに載っている方を含めのご近所会というか、そういうものを作れたらいいなと思っております。それからもう一つは私も団塊の世代ですので、介護保険たくさん使ったらいけないと思いながら、いきいき100歳体操にも参加しております。そしていろいろなところに参加しながら思うんですが、介護予防の対象だけではなくて、そこに認知症予防の何かを組み合わせ、一緒に近所のもものが集まって、楽しく体操したり、脳トレをしたりというようなものになっていけるような指導を行政の方から支援して下さったら、もっと発展していくのではないかと思っております。

会 長 : ありがとうございました。事務局から皆さんのご意見を伺って何かご意見ございましたらどうぞお願いします。

事務局 : 本日お忙しい中お集まりいただきまして本当にありがとうございます。こういうふうにやはり顔を見合わせて、いろいろとご意見をいただくことが、コロナ禍の中でなかなか難しかったのですが、本日いろいろとご意見いただきまして本当に良かった

たなというように思っております。ちょっと一言だけ本市の福祉行政を取り巻く状況といいますかそのあたりをお話すると、本市の財政状況をいいますと43年連続で黒字ということで、昨年の決算でも非常に財政的にはいいのですが、これから先を見ますと共同利用施設などの高度経済成長期に建てられました施設が、全て老朽化しておりましてそういうもののインフラ整備をしないといけない。あるいはこの隣で新庁舎の建設をしており、来年11月に竣工する予定ですが、その費用もかなりかかります。その他にも新保健センターを建てております。それから、新病院ですね。こちらも近畿中央病院と統合して、これから作っていかうということで非常にインフラ整備にお金がかかるというようなところでございます。その中で福祉にどれだけお金をかけられるのかというのが、非常に問題になっております。介護給付費などは高齢化で非常にかかってきますし、障害施策も年々、国の方が充実させてきていますので、事業はどんどん増えて事業費としては下りてはくるのですが、我々の一般の事務職員といいますか、人に対するお金というのは補助などありませんので、要は、現状の人員の中で工夫してやっていかないといけないということになっています。重層的支援整備の部分でも新しい組織が本年度からできたということで、発表しておりますが、中身を見ますと担当主幹が専任1人で、あと主査が兼務で1人ということで、非常に厳しい状態でやっているのが現実という形になっております。福祉事務所も慢性的な人手不足ということで、欠員がある職場もありますし、非常に厳しい状況でやっているというのが現実で、そういった問題がございます。では福祉において、これからどうするんだということなんですが、やはりデジタル化とかいうものを進めていき、効率的な行政運営というのが必要というふうに考えております。行政だけで、今後の福祉を支えていくということとはとても無理なので、やはり委員の皆さまをはじめ、地域の皆さんのお力をいただいて、一緒に進めていくということが必要ではないかと思っておりますので、今後ともいろいろなお意見いただければ嬉しいのでよろしくお願いいたします。

会 長 : ありがとうございます。事務局から最後に連絡事項をお願いします。

(4) その他

(事務局より委員の委嘱について説明)

会 長 : 30分超過いたしまして、大変失礼いたしました。しかしながら、大変活発で率直なご意見を伺うことができました。大変良かったと思います。それでは、皆さま本日はありがとうございました。これにて閉会します。

4. 閉会